

記者発表資料  
平成23年5月18日  
畜産課（草地飼料班）  
担当 山田，佐々木  
内線 2852

## 宮城県内の牧草の放射能測定結果について

食品衛生法上の暫定規制値を超えない原乳や牛肉の生産を行うため、農林水産省では粗飼料（牧草等）中の放射性物質の暫定許容値を設定しました。このため、県では、牧草の放射性物質測定（モニタリング調査）を継続的に行い、牧草の放射性物質の含有量を把握するとともに、畜産農家に対して、適正な飼養管理に向けた指導を行ってまいります。

今回、第1回目の結果が判明したのでお知らせします。

### 1 採取日

平成23年5月11日（水）

### 2 測定依頼機関

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC） 埼玉県さいたま市

### 3 測定結果

（単位：ベクレル/kg）

採取場所	放射性ヨウ素	放射性セシウム
丸森町	40	1,530
仙台市	5	120
大崎市	不検出	350
栗原市	刈り取り高が確保できなかったため、再調査予定	

参考：粗飼料中の放射性物質の暫定許容値（農林水産省設定値）

（単位：ベクレル/kg）

畜種	放射性物質	放射性ヨウ素	放射性セシウム
乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）		70	300
肥育牛（出荷前短くとも15ヶ月程度以降の牛）	農産物で出荷制限が行われていない地域で生産された粗飼料		300
上記以外の牛			5,000

### 4 県の対応について

- 測定結果をふまえ、乳用牛及び肥育牛については、引き続き、県内全域において、今後実施する牧草の調査で利用可能であることが確認されるまでの間、牧草等<sup>\*1</sup>の利用を控えるよう周知しました。
- 肉用繁殖牛など前述以外の牛については、暫定許容値を下回っているため、牧草を利用できることを周知しました。
- 今後、引き続きモニタリング調査を行います。
- 損害賠償請求<sup>\*2</sup>に備えて、飼料生産に係る作業日誌や代替飼料の購入伝票等の損害が証明できる資料の保管について周知しました。

\*1 原発事故後に収穫した牧草・ほ場から集草した稲わら、今後収穫する牧草など

\*2 「原子力損害の賠償に関する法律」に基づき、損害賠償を行うことができるため

### 5 農畜産物の安全性について

原乳をはじめ、県内の農林畜産物については、3月下旬から4回にわたり東北大学の協力を得て放射能測定を実施していますが、飲食制限に関する指標値を全て下回り、安全性に問題ないことが確認されております。